瑞宝小綬章を授ける
石田　恒治　伊堂寺丹藏
兼信　英子　黄金　満
古賀　佐智　佐藤　健一

瑞宝双光章を授ける（各通）
石川　征市　中村　巖
長谷川甚八　山本　豊

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月三十一日）
（北海道教育大学名誉教授）
高木　重俊

瑞宝中綬章を授ける
阿部權三郎　家木　幸一
小川　紀　北村　良二
杉田　直道　鈴木　徹
沼尾　清　水野　寛

瑞宝双光章を授ける（各通）
飯塚　光義　鎌田　巖
佐藤　宣視　中芝　利男
村山　早実

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月一日）
久場　長哲　田中　修

瑞宝小綬章を授ける（各通）
家人　保良　池田　武茂
五味　生二　永村　和夫

瑞宝双光章を授ける（各通）
（下関市消防司令長）
齋藤　實　福田　修一

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月二日）
牛尼　幸雄　須田　展吉

瑞宝双光章を授ける（各通）
高木　伸夫　森田兵次郎

瑞宝単光章を授ける（以上九月三日）
浜口　満

瑞宝双光章を授ける（九月四日）
鈴木　穂積　元岡　春洋

瑞宝双光章を授ける（各通）（九月五日）
小池　幸二　松樹　路人

## 褒賞

**紺綬褒章**

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十四年九月二十九日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

高越　甚作　宮部　一夫　長竿　忠成
吉中　康麿　大門　杉子　工藤　恒芳
伊藤三千人　鬼沢　節子　成瀬　有
細羽　良子　安藤　泰子　権藤　美代
中野　博支　松山　光三　伊勢　佳訓
大村　園子　味岡源太郎　渡邊　敬之
生井　幹雄　溝田　幸子　野中　邦子
喜代　幸平　嶋田　慶三　佐々木文和
土屋雄二郎　林　兼芳

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

**紺綬褒章並びに賞杯**

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十四年九月二十九日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

坂ノ上瀬戸夫　三輪美惠子　岩田　健
荒井　紀代　菊地　和世　森村　泰昌
中井三喜雄　中井　裕子　水津　五郎
加藤　百子

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

**紺綬褒章飾版**

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十四年九月二十九日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

藤沢　昭和　古賀常次郎　百々　俊雅
青田　大三　馬渕　隆一　大野　耕造
長岡今朝吉　鈴木　康司　三角　和雄
岩見　久子　鈴木　栄一　鈴木　直子

褒章条例第二条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

坂口美代子

褒章条例第二条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける

**紺綬褒章飾版並びに賞杯**

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十四年九月二十九日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

徳本　道輝

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける

**褒状**

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十四年九月二十九日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

株式会社創舎
日置電機株式会社
株式会社広島東洋カープ
カヤバ工業株式会社
日清紡ホールディングス株式会社
東京都民共済生活協同組合
宗教法人真如苑
伊藤忠商事株式会社
株式会社八神製作所
日産自動車株式会社
富士ゴの銘水株式会社

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

**追賞褒状**

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十四年九月二十九日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故高橋繁遺族　高橋よ志江

褒章条例第六条により褒状を授ける

**追賞賜杯**

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十四年九月二十九日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故平泉爲造遺族　平泉　清子
故瀬戸行雄遺族　瀬戸　久江

褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける（各通）

**賞杯**

公同の事務に勤勉したので、平成二十四年九月二十九日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故菅野弘人遺族　菅野久美子

褒章条例第六条により銀杯一個を授ける

# 官庁報告

## 官庁事項

**労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づく健康障害を防止するための指針に関する公示**

健康障害を防止するための指針公示第23号

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第28条第3項の規定に基づき、化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針を次のとおり公表する。

平成24年10月10日

厚生労働大臣　三井　辨雄

1　名称　労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針

2　趣旨　この指針は、労働安全衛生法第28条第3項の規定により、2－アミノ－4－クロロフェノール及び1－ブロモブタンによる労働者の健康障害の防止に資するため、これらの化学物質を製造し、又は取り扱う事業者が、その製造、取扱い等に際し講ずべき措置について定めたものである。なお、これまでアントラセン等26の化学物質について指針を公表しているが、化学物質の名称の表示等についての労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）の改正が行われたこと等を踏まえ、この指針を廃止し、本指針を上記2物質と合わせた計28物質に係る指針として公表するものである。

3　適用日　公示の日

4　内容の閲覧　内容は、厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課及び都道府県労働局労働基準部健康安全課（北海道労働局、東京労働局、神奈川労働局、愛知労働局、大阪労働局、兵庫労働局及び福岡労働局にあっては、健康課）において閲覧に供する。

## 国家試験

**第64回獣医師国家試験（公告）**

獣医師法（昭和24年法律第186号）第16条第2項の規定に基づき、獣医事審議会が同法第11条の規定に基づいて行う第64回獣医師国家試験に関し、次のように公告する。

平成24年10月10日

農林水産大臣　郡司　彰